法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1.分別解体等の方法

I	エ	程	作業内	容	分別解体等の方法
程	仮設		仮設工事		手作業
Ľ			有 無		手作業・機械作業の併用
ح	土工		土工事		手作業
の			有 無		手作業・機械作業の併用
作	基礎		基礎工事		手作業
業			有 無		手作業・機械作業の併用
内	本体構造		本体構造の工事		手作業
容元			有 無		手作業・機械作業の併用
及 び	本体付属品		本体付属品の工事		手作業
解			有 無		手作業・機械作業の併用
体	その他()	その他の工事		手作業
方			有 無		手作業・機械作業の併用
法					

2		解体工事に要する費用	3
---	--	------------	---

なし

3.再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4 . 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) 円(税込)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所 在 地
の種類		